

公示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和8年2月2日

支出負担行為担当官
福岡検疫所総務課長 市原 康平

1 公募内容

(1) 件名
福岡検疫所職員の宿泊施設の借上契約（単価契約）

(2) 趣旨
福岡検疫所職員が北九州空港で業務にあたる際の宿泊施設を確保するもの。

(3) 内容
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、福岡検疫所職員が宿泊する施設として、本公募に記載の条件を満たす施設を確保すること。

2 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 暴力團に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (8) この公募の申込期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

注）これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ本件連絡先に照会すること。

3 宿泊施設の条件

北九州空港近辺に所在する施設で、以下の条件を具备している施設であること。

(1) 立地

北九州空港（福岡県北九州市小倉南区空港北町6番）から直線距離で約2km以内に所在する施設であること。

(2) 設備

常時1人用の宿泊室を3室以上備えていること。なお、室内には、入浴設備（石鹼類、タオル類の貸出含む。）、冷暖房設備、照明設備、トイレ、机・椅子、寝具（リネン類含む。）、アメニティ用品（ドライヤー類）等、一般的な宿泊を想定した場合に必要とされる設備、備品、消耗品が備えられていること。また、普通乗用車1台が駐車可能な敷地を備えていること。

(3) 契約

1人用の宿泊室1部屋当たりの単価契約を締結できること。なお、社会情勢の著しい変動等により、契約単価に変更の必要が生じた場合は、当所と協議の上価格を改定できるものとする。また、宿泊料の支払いは、毎月末締めで口座振込によるものとする。

4 宿泊予定日数等

宿泊予定日数及び宿泊予定人数は以下のとおりとする。なお、いずれも現時点における見込み数であることから、実際の宿泊日数及び宿泊人数を保証するものではない。

○宿泊予定日数及び宿泊予定人数

	平日	土曜日・祝前日
宿泊予定日数	96日	6日
宿泊予定人数 (宿泊予定日数×1泊当たりの人数)	197人	12人

5 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和8年2月25日（木）17時まで
(2) 意思表示先 福岡検疫所総務課経理係 廣田、松永
(3) 意思表示方法 FAX又はE-mail
(4) 意思表示様式 別紙様式1のとおり。また、以下の書類を添付すること。
・暴力團に該当しない旨の誓約書（別紙様式2）
・3（3）に記載の単価を示した見積書
・団体概要（名称、所在地、人的体制、設立状況等）がわかる資料・パンフレット等

6 その他

- (1) 公募の結果、参加者が複数の場合、原則として一般競争入札を行うものとする。
(2) 本件にかかる連絡先は以下のとおり。

【本件担当、連絡先】
住 所：福岡市博多区沖浜町8番1号
担 当：福岡検疫所総務課経理係 廣田、松永
電 話：092-291-4095
FAX：092-291-4096
E-mail : hirota-kouhei@mhrlw.go.jp (廣田) matsunaga-kousuke.l39@mhrlw.go.jp (松永)

仕様書

1 調達件名

福岡検疫所職員の宿泊施設の借上契約（単価契約）

2 契約目的

福岡検疫所職員が北九州空港で業務にあたる際の宿泊施設を確保するもの。

3 内容

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、福岡検疫所職員が宿泊する施設として、以下「4 宿泊施設条件」を満たす施設を確保すること。

4 宿泊施設の条件

北九州空港近辺に所在する施設で、以下の条件を具備している施設であること。

(1) 立地

北九州空港（福岡県北九州市小倉南区空港北町6番）から直線距離で約2km以内に所在する施設であること。

(2) 設備

常時1人用の宿泊室を3室以上備えていること。なお、室内には、入浴設備（石鹼類、タオル類の貸出含む。）、冷暖房設備、照明設備、トイレ、机・椅子、寝具（リネン類含む。）、アメニティ用品（ドライヤー類）等、一般的な宿泊を想定した場合に必要とされる設備、備品、消耗品が備えられていること。また、普通乗用車1台が駐車可能な敷地を備えていること。

(3) 契約

1人用の宿泊室1部屋当たりの単価契約を締結できること。なお、社会情勢の著しい変動等により、契約単価に変更の必要が生じた場合は、当所と協議の上価格を改定できるものとする。また、宿泊料の支払いは、毎月末締めで口座振込によるものとする。

5 宿泊予定日数等

宿泊予定日数及び宿泊予定人数は以下のとおりとする。なお、いずれも現時点における見込み数であることから、実際の宿泊日数及び宿泊人数を保証するものではない。

○宿泊予定日数及び宿泊予定人数

	平日	土曜日・祝前日
宿泊予定日数	9 6 日	6 日
宿泊予定人数 (宿泊予定日数×1泊当たりの人数)	1 9 7 人	1 2 人

(別紙様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡検疫所総務課長 市原 康平 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

福岡検疫所職員の宿泊施設の借上契約（単価契約）に係る

公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社（私）は、貴殿が公募する福岡検疫所職員の宿泊施設の借上契約（単価契約）について応募したいので、その旨を表示します。

なお、下記の事項について相違ないことを申し添えます。

記

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、意思表示期限日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がありません。
3. 当社（私）は、その他の公募に必要な資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申込書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、履行途中有るか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、申込に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

以上

（この応募に関する照会先）

所属・部署：

氏 名：

電話番号：

E-mail：

(別紙様式2)

誓 約 書

当社(私)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても異議は一切申し立てません。

なお、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不適な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
福岡検疫所総務課長 殿

※ 個人の場合は氏名欄に生年月日を付記すること。法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料(任意様式)を添付すること。